

# 選定療養費のご案内

令和6年10月

医科点数等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの実施に関する事項

疾患別リハビリテーションのそれぞれの個別療法について

- ①継続により改善が期待できる場合
- ②維持期のリハビリで1月13単位を超えて行われる場合

患者様の希望に基づき、

算定日数の上限を超えてリハビリテーションを自己負担で行うことができます。

※その場合の料金は、下記になります。

診療の名称	施設基準の届出受理年月日及び受理番号	患者様からの徴収額 (1単位：20分)
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）	令和6年10月1日 (脳Ⅰ)第373号	2,695円
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）	令和6年10月1日 (運Ⅰ)第529号	2,035円
廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）	令和6年10月1日 (脳Ⅰ)第373号	1,980円

佐藤病院

院長

小倉 俊郎